令和３年３月 15 日

関 係 団 体 の 長 様

広 島 県 環 境 県 民 局 長
（ 環 境 保 全 課 ）
広 島 市 環 境 局 長
（ 環 境 保 全 課 ）
呉 市 環 境 部 長
（ 環 境 政 策 課 ）
福 山 市 環 境 部 長
（ 環 境 保 全 課 ）

大気汚染防止法の改正に伴う石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化について（通知）

環境行政の推進については，日ごろから御協力をいただき，厚くお礼を申し上げます。

さて，建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため，大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和２年法律第 39 号）（以下「改正法」といいます。）が令和３年４月１日から順次施行されます。

改正法では、石綿含有成型板等を含む全ての石綿含有建材を規制の対象とするなど，石綿の飛散防止対策が強化されています。

現在，環境省による改正法説明動画等が公開されていますので視聴していただくとともに，改正法について貴団体会員への周知をお願いします。

１ 改正法に係る資料等

次のとおり，環境省による改正法説明動画等が公開されています。

（１） 環境省による改正法説明動画

① 公開 URL

https://youtu.be/r9Gatt0ZQY4

② 公開期間

具体的に定められていませんが，早めに視聴してください。

（２） 関係機関ホームページ

① 環境省 「改正大気汚染防止法について」

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

② 県 「大気汚染防止法の改正による石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化について」

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html

問合せ先は周知チラシに記載しています。